

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	グローリー株式会社
【英訳名】	GLORY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾上 広和
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 経営管理本部長 三和 元純
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 経営管理本部長 三和 元純
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額 1,970,609,370円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結できるよう変更する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、尾上広和、三和元純、吉岡 徹、尾上英雄、馬淵成俊、小谷 要、佐々木宏機、新島昭、原田明浩を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、大谷俊彦、中上幹雄、長島正和、濱田 聡を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

業務執行取締役7名に対し、役員賞与総額 4,800万円を支給する。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（社外取締役を除く。）に対し、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3年間、各事業年度の業績目標の達成度に応じて当社株式等の交付等を行う。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
 ならびに当該決議の結果

議決権総数：656,717個

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	議決権行使 総数(個)	賛成の割合 (%)	決議の結果
第1号議案	562,210	32	2,100	572,552	98.2	可決
第2号議案	562,182	64	2,096	572,552	98.2	可決
第3号議案						
尾上広和	556,791	5,444	2,107	572,552	97.2	可決
三和元純	557,295	4,940	2,107	572,552	97.3	可決
吉岡 徹	550,651	11,584	2,107	572,552	96.2	可決
尾上英雄	557,243	4,992	2,107	572,552	97.3	可決
馬淵成俊	556,793	5,442	2,107	572,552	97.2	可決
小谷 要	556,793	5,442	2,107	572,552	97.2	可決
佐々木宏機	558,307	3,928	2,107	572,552	97.5	可決
新島 昭	558,323	3,912	2,107	572,552	97.5	可決
原田明浩	559,875	2,360	2,107	572,552	97.8	可決
第4号議案						
大谷俊彦	558,617	3,619	2,106	572,552	97.6	可決
中上幹雄	562,183	53	2,106	572,552	98.2	可決
長島正和	550,309	11,926	2,106	572,551	96.1	可決
濱田 聡	562,091	145	2,106	572,552	98.2	可決
第5号議案	558,127	2,331	3,884	572,552	97.5	可決
第6号議案	554,425	7,821	2,096	572,552	96.8	可決

(注) 各議案の可決要件は以下のとおりであります。

- ・ 第1号議案、第5号議案、第6号議案
 出席した株主の議決権の過半数の賛成
- ・ 第2号議案
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成
- ・ 第3号議案、第4号議案
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上